

返戻金制度

1. 職業紹介により就職した者が自己都合により退職した場合、又は本人の責めに基づく解雇により雇用期間を終了した場合は、受領した紹介手数料の一部を以下に定める期間及び割合に応じて返金する。

- | | |
|------------------------------|-----------|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 紹介手数料の80% |
| (2) 入社後1ヶ月超2ヶ月以内に雇用期間が終了した場合 | 紹介手数料の50% |
| (3) 入社後2ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 紹介手数料の20% |

2. 専ら求人者の都合により退職することになった場合、若しくは紹介予定派遣の場合には、返戻金制度は適用しない。

許可番号 27-ユー303260

事業所の名称及び所在地

百信株式会社

大阪市中央区島之内1丁目22番20号 堺筋ビルディング8F1001-1